

下妻市における消費者教育の取組について

平成24年12月に施行された消費者教育推進法に基づき、本市では市内小中学校を対象に消費者教育に取り組んでいます。令和5年度は、小学校2校と中学校1校で出前講座を実施いたしました。

小学校2校では、「カレー作りゲーム」を通して、「何かを買ったら何かを買えなくなる」という事を理解し、金銭の大切さについて講義いたしました。

中学校では、「買物のトラブルはなぜ起こる」という題材で、主にスマートフォンでの買物時の契約に関するトラブル等について、実際の事例を用いて講義いたしました。

令和5年度実施小中学校

学校名	実施日	実施時間
東部中学校 (対象は2年生)	令和5年12月8日(金)	13:20~14:10
大形小学校 (対象は5年生)	令和5年12月15日(金)	10:25~11:10
上妻小学校 (対象は5年生)	令和6年1月18日(木)	10:25~12:00

東部中学校での出前講座

テーマは「契約編・買物のトラブルはなぜ起こる」

近年は中学生もスマートフォンを持つようになり、簡単にネット上で買い物やゲーム等ができるようになったため、実際の事例を用いて契約の重要性や注意点、トラブルを未然に防ぐ方法を講義いたしました。

当日は、パワーポイントを使用し、実際に起きた事例を紹介し、生徒自ら考える‘生徒参加型‘で行いました。生徒からたくさんの意見が出され、活発に講座が行われました。

※右写真は、東部中学校での出前講座の様子



大形小学校・上妻小学校での出前講座

テーマは「お家の人にカレーを作ること」

予め生徒にはグループ(4~5人)に分かれてもらい、「お家の人にはビーフカレーが好き」、「限られたお金(おはじき10個)で材料を買う」などの課題を与えて、グループ毎に話し合い、実際に買った物を発表してもらいました。

各グループからは様々な意見が出され、講座は活発に行われました。なかには、牛肉を買うと、カレーに必要な野菜類が買えなくなるため豚肉を買ったなど、柔軟な発想等も聞け、充実した学習ができました。

※右写真は、大形小学校(上)と上妻小学校(下)での出前講座の様子



成年年齢が18歳に引き下げられました

令和4年(2022年)4月1日より民法が一部改正され、成年年齢が18歳に引き下げられました。

このことにより18歳になれば親の同意を得ずに1人で契約を結ぶことができるため、悪質商法などの消費者被害の未然防止を図る観点から、引き続き消費者教育の充実に取り組んでまいります。